



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/



「なぎさ公園のひまわり」びわこビクターズビューロー提供

次世代への動きへ

滋賀県行政書士会 副会長 中村 純一郎

日常業務と行政書士制度つまり業法、会則等との関わりにかほどの関心をもっておられるでしょうか。近年の規制改革・司法制度改革から始まった動きの経緯をたどると、行政書士と他士業との格差は大きく道のりはまだまだ険しいと考えねばなりません。一部会員の間では司法分野への部分的参入が可能と考え、業務に反映できると広義に解釈されているようであるが、このことはすでに日本行政や会報にて解説されているとおりであります。

仮に書類作成・申請代理業務と同例に一般的な法律相談や判断を示すことと併せ折衝行為の業務を行うことがあるとすれば他の法律の分野に踏み入れることとなり戒めなければならず、現時点での行政書士の制度とは何かと今一度考えなければなりません。

先般の新規登録会員オリエンテーションでは本年度・昨年度入会の多くの会員が出席され、単に会への登録・所属ということだけでなく、積極的な質問や意見交換をされ会への期待や運営への意識の高さが感じられ、現状の変化を求められている思いでした。

本会においては組織の運営、会務、事務局の効率化がはかられつつありますが、社会状況や会員の在籍年数な

どそれにとまなう意識変化と価値観の多様化と様々な情況に対応できているか、会員の皆様のニーズはどこにあるか広くそのことの議論を重ね協議を行い今後の運営に活かし、次の時代を担う人材を登用し新時代の組織、執行者をつくる必要があります。日行連は各単位の連合体であり、個人会員の集合体の単位会を構成する各会員の意識向上や使命感の醸成が発展につながると思います。

政治連盟への参加においても制度の発展につながることはご承知のとおりですが、昨年新政権発足による政治情勢の変化が日政連・支部の対応を大きく左右することとなりました。しかしながら個人の信条やイデオロギーにとらわれず、会員一人一人が意識をもち自己の生業との関わりを考え政治連盟への積極的参加を願うものです。

いずれにしても、個々の業務とそれに伴う会の運営の進化が求められている今日、会員の会への意識集中がはかられ活性化されることが求められているのであります。

副会長の立場でありながら広報部よりの依頼に思いを述べさせていただきましたが、まだまだご指摘を願うことがあろうかと存じますが広く議論を起こしていただきますようよろしくお願いいたします。